

○総務省令第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同法第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(学校等の多数の人を収容する施設)</p> <p>第十一条 令第九条第一項第一号ロ(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))、令第十一条第一項第一号及び第一号の二(同条第二項においてその例による場合を含む。))並びに令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 次に掲げる施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの</p> <p>〔イ〇チ 略〕</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十九項に規定する福祉ホーム</p>	<p>(学校等の多数の人を収容する施設)</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔イ〇チ 同上〕</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。